

平成29年度「あきた県庁出前講座」実施要項

1 趣 旨

全庁が一丸となり、県民の要請に応じて県職員が講師として出向き、県事業等の情報を提供して理解を図るだけでなく、県民の学びの機会を積極的に提供する。

2 内 容

- (1) 原則として、県庁各部局課等が「あきた県庁出前講座メニュー」に掲載した講座とする。
- (2) 産業、教育、福祉、環境などの分野から、県民の関心が高い施策や制度、最新の情報等について説明する。
- (3) 新しい施策や複雑な制度等を分かりやすく説明し、県民の県政に対する理解を深める一助とする。
- (4) 秋田県の生涯学習が目指す人間像である「行動人」の根源となる「まな びと」を支援できるよう、県民の学習ニーズに応えられる内容とする。

3 対 象

市町村、各種団体、学校、PTA、グループ、サークル、企業等が実施する、参加人数がおおむね20人以上の学習会。ただし、1年間に同じ申込者が同じメニュー（講座）を複数回申込むことは、原則として認めない。また、営利を目的とした事業等は対象外とする。

4 実施時間

1～2時間程度を目安とする。

5 経 費

職員の派遣に要する経費は、講座の担当課等が負担する。ただし、会場設営の経費や有料の資料等が必要な場合は、申込者の負担とする。

6 申込期限

原則として、実施日の1か月前までとする。

7 申込方法

- (1) メニューに掲載されている各講座の担当課等に、日程、場所、内容等の希望を伝え、実施可能かどうか相談する。
- (2) 日程等の調整がつき次第、「あきた県庁出前講座申込書」を講座の担当課等に直接郵送又はFAX等で提出する。

8 その他

- (1) 各講座の担当者は、講座実施の際に、アンケート用紙を申込者に提供して、講座終了後に秋田県生涯学習推進本部事務局担当あてに送付するよう要請する。
- (2) 各講座の担当者は、講座実施後2週間以内に、秋田県生涯学習推進本部事務局担当あてに、実施報告書をメールで提出する。
- (3) 申込者は受講後、秋田県生涯学習推進本部事務局担当あてに、回答を記入したアンケート用紙を郵送又はFAX等で提出する。

秋田県生涯学習推進本部事務局
(秋田県教育庁生涯学習課)
〒010-8580 秋田市山王3丁目1-1
電 話 018-860-5183
FAX 018-860-5816